

放課後児童支援員・補助員の処遇について（案）

1. 概要

平成 29 年 8 月 14 日開催の政策調整会議において、「放課後関連事業の現行受託者である箕面市社会福祉協議会（以下、社協）撤退後は、市直営による事業実施に移行する方向でさらに検討を進める」こととなった。

今回、市直営化に向けた重要課題である「放課後児童支援員及び補助員の処遇」について検討した結果を報告し、今後の方向性について確認するもの。

2. 検討の流れ

箕面市が放課後関連事業の運営主体となるにあたっては、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「箕面市子ども・子育て支援条例」の規定に基づく「放課後児童支援員」及びその補助者である「補助員」の確保が絶対条件である。平成 30 年度からの市直営化にあたっては、これら放課後児童支援スタッフを新たに市職員として採用する際の処遇について、早急に検討を終え、スタッフの確保に向けて準備を進めていく必要がある。

なお、市直営化後も、これまで社協が実施してきた丁寧な取り組みを引継ぎ、安定的に事業を実施していくためには、全くのゼロからスタッフを採用し直すのではなく、可能な限り、現在社協に所属している既存の放課後児童支援員・補助員に引き続き従事いただくことが望ましく、処遇面の激変緩和に必要な特例措置についても、併せて検討を行うこととした。

一方、箕面市では、「学童保育事業」を開始した昭和 52 年度当時から、一貫して放課後関連事業の実施を社協等に外部委託してきたため、放課後児童支援員や補助員の処遇に関して、蓄積されたノウハウが存在しない。

このため、放課後児童支援員及び補助員それぞれの処遇については、現行受託者である社協の処遇を踏まえて検討することとした。

3. 放課後児童支援員

3.1. 職種

社協においては、「非常勤職員」又は「任期付非常勤職員」として雇用されており、任期は 1～3 年である。市直営化後は、3 年任期の「任期付短時間勤務職員」に位置づけることで、社協と概ね同等の勤務条件を維持することができる。

3.2. 給料等

3.2.1. 給料表・諸手当等の違い

市と社協で給料表が大きく異なるほか、期末勤勉手当の支給月数や、地域手当の有無、61 歳以降の取り扱いについても違いがある。

	社協 (非常勤・任期付非常勤)	市 (任期付短時間勤務)
給料表	非常勤職員・任期付非常勤職員給料表 1～31 号俸 ＊月額 151,700 円～225,000 円	一般任期付職員行政職給料表 1～11 等級 ＊月額 134,880 円～192,960 円
地域手当	なし	あり（給料月額の 12％）
期末勤勉 手当	3.35 月 (61 歳以降 2.10 月)	4.4 月
61～65 歳 の取り扱い	・再雇用へ移行 ・給料表の号俸は 1 号俸（最下）に格付け ・期末勤勉手当の月数が減（3.35 月 → 2.10 月）	・再任用の取り扱いはない（引き続き現役）

※市の給料月額及び期末勤勉手当については、2017 年人事院勧告を反映しているが、この反映については、今後所定の手続きを経て確定する。

※市給料表では、職種ごとに等級の適用範囲が規定されており、1～11 等級全てが適用されるわけではない。放課後児童支援員の適用範囲は後述する。

3.2.2. 市給料表の等級適用範囲の設定

市任期付短時間勤務職員の給料を規定する「一般任期付職員行政職給料表」には 1～11 等級が規定されているが、これら等級の全てが適用されるわけではなく、職種ごとに等級の適用範囲が定められており、今回、放課後児童支援員を新たに加えるにあたっては、同様に等級の適用範囲を設定する必要がある。

「等級の下限」については、市と社協それぞれの給料表下限の年収（地域手当や期末勤勉手当等の諸手当を含む）を試算したところ、社協年収より市年収が上回る結果となった。このため、等級の下限については、市の等級下限である「11 等級」が適当であると考えられる。

単位: 円

区分	社協	市
給料表下限	1号俸	11等級
給料	1,820,400	1,618,560
地域手当	0	194,220
通勤手当	50,400	50,400
期末勤勉手当	508,195	664,685
合計(年収)	2,378,995	2,527,865

※通勤手当は、市・社協ともに、片道 5～10km 未満と仮設定

※市年収については、2017 年人事院勧告を反映しているが、この反映については、今後所定の手続きを経て確定する

次に、「等級の上限」については、社協の生涯賃金と同等となる等級の範囲を
探ることとし、市・社協それぞれについて、地域手当や期末勤勉手当等を含め
た 65 歳退職までの生涯賃金を試算し、両者を比較した。その結果、市の生涯賃
金が社協の生涯賃金に最も近いのは、6～11 等級であった。

	社協 生涯賃金	市 生涯賃金	生涯賃金差 (市－社協)	社協生涯賃金 に占める生涯 賃金差の割合	生涯賃金差 ／残勤続年数
5～11等級	126,926,360円	130,072,684円	3,146,324円	2.48%	73,170円
6～11等級	126,926,360円	127,552,564円	626,204円	0.49%	14,563円
7～11等級	126,926,360円	124,638,904円	Δ2,287,456円	Δ1.80%	Δ53,197円

※23 歳新人の生涯賃金をシミュレーションしたもの（残勤続年数は、43 年間）

※市生涯賃金には、2017 年人事院勧告を反映しているが、この反映については、今後所定
の手続きを経て確定する

従って、放課後児童支援員の等級適用範囲は、「6～11 等級」が適当であると
考えられる。

3.3. 既存放課後児童支援員を対象とした特例措置

市直営化後も、これまで社協が実施してきた丁寧な取り組みを引継ぎ、安定
的に事業を実施していくためには、現在社協に所属している既存支援員に引き
続き従事いただくことが望ましい。

このため、今回の市直営への移行にあたっては、既存支援員を対象とした特
例措置を適用するべきと考えられる。

3.3.1. 直近 3 年間の賃金保障に関する特例措置

本来、市支援員に採用された場合の初回任期における給料表格付けは、過去の経験・実績等に拘わらず、一律に新規採用として「11 等級」に格付けられる。その結果、社協に比べ直近の賃金が大幅に下がる支援員が発生する。

このため、既存支援員が市に採用された場合は、これまでの社協支援員としての勤務実績を一定考慮し、2018 年度以降も引き続き社協支援員として勤務した場合の 3 年間の累計年収を保障することとする。期間を「3 年間」としたのは、市の給与体系が 3 年に 1 度の昇給であるのに対し、社協は 1 年に 1 度の昇給であったことに考慮したものである。

これを実現するため、特例措置として、個々の既存支援員ごとに、社協 3 年間の累計年収を試算し、市採用時の 3 年間累計年収が、社協の「直近上位」となるよう、逆算して、市採用時の等級格付けを設定することが適切であると考えられる。なお、前述のとおり、放課後児童支援員の等級適用範囲は「6～11 等級」とするが、当該保障を行うために、例外的に 5 等級以上に格付ける場合があることも許容する必要がある。

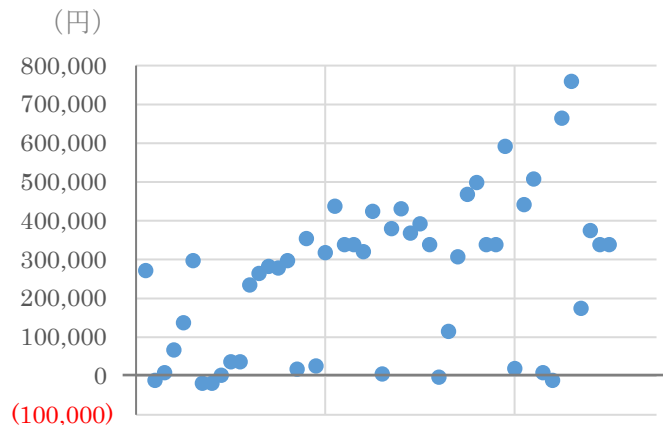
3.3.2. 生涯賃金保障に関する特例措置

3.3.3.1. 生涯賃金シミュレーション

一般任期付職員行政職給料表のうち「6～11 等級」を適用し、かつ、「直近 3 年間の賃金保障に関する特例措置」を適用することを前提として、65 歳退職までの生涯賃金シミュレーションを行った。その結果、各支援員における社協生涯賃金との差（※）は下図のようになり、支援員間で大きくバラツキが生じた。

〔※社協の生涯賃金差をはかる指標としては、単純に市の生涯賃金から社協の生涯賃金を減じた額とするのではなく、「生涯賃金差を 65 歳までの残り勤続年数で除した額」とした。〕

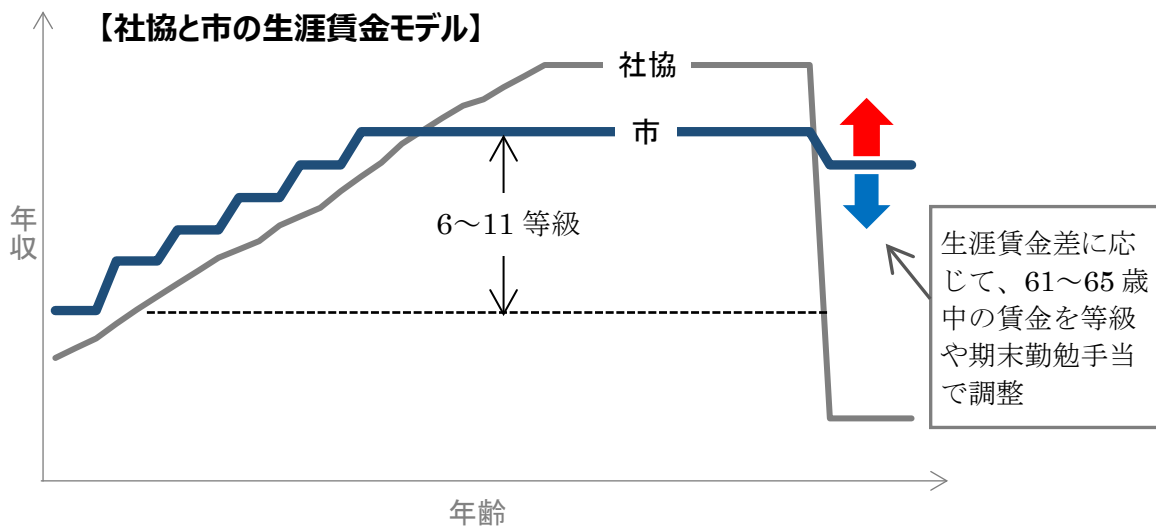
■各既存支援員における社協との生涯賃金差



◆社協生涯賃金を下回る支援員がいる一方で、逆に社協生涯賃金を大きく上回る支援員も存在し、支援員間で大きなバラツキが発生している。

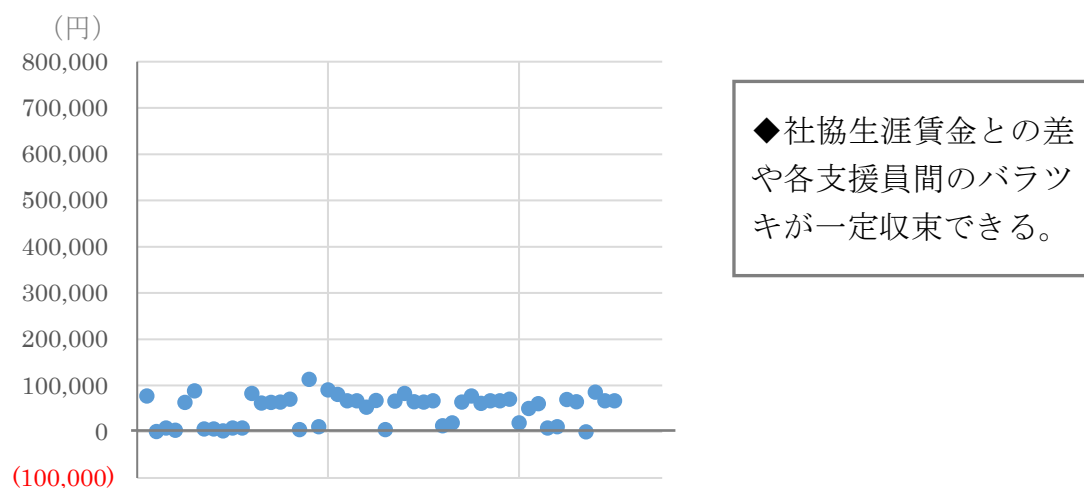
3.3.3.2. 生涯賃金調整にかかる措置

社協との生涯賃金差や支援員間のバラツキを収束し、かつ、生涯賃金が社協を下回る支援員を解消するため、61～65 歳の期間において、生涯賃金調整を行う必要がある。調整内容としては、まず、第一段階として、給料表の等級格付けを調整することとし、それをもってしてなおバラツキが大きい場合は、第二段階として期末勤勉手当による調整を行うことが適当であると考えられる。



仮にこの生涯賃金調整を行うとした場合、結果は下図のとおり。

■各既存支援員における社協との生涯賃金差（生涯賃金調整後）



3.4. 放課後児童支援員の処遇案（まとめ）

【案】

- ・市の任期付短時間勤務職員とする。
- ・一般任期付職員行政職給料表のうち「6～11 等級」を適用する。
- ・ただし、既存支援員については、次の特例措置を適用する。

- ① 直近 3 年間の累計年収を保障する。
- ② 生涯賃金を保障する。

※ 社協生涯賃金との差を縮めるため、差が大きい支援員のみ、61～65 歳の期間中の等級及び期末勤勉手当の調整を行う。

4. 補助員

4.1. 職種

社協においては、「臨時職員」として雇用されており、市直営化後も、市の「臨時職員」に位置づけることで、社協と概ね同等の勤務条件を維持できる。

4.2. 時給（案）

社協における時給は、「1,040 円」であり、市直営化後も同額を維持することが適当であると考えられる。

5. 今後のスケジュール

- ・2017 年 12 月中に、市直営化にかかる放課後児童支援員・補助員の処遇及び既存支援員・補助員への特例措置等について、箕面市社会福祉協議会、箕面市労働組合連合会、箕面市社会福祉協議会職員労働組合、既存支援員・補助員に対し説明を行う。
- ・1 月下旬に放課後児童支援員の採用試験を、2 月下旬に補助員の採用試験を行う。

以上